新撰軍記素軍之編

郷成正

櫻井之段

菟道春千代作

東京 金港堂 発兌

皇太子明宮殿下御覽

○新撰軍歌集第壹編　正行卿　四條畷之段

○新撰軍歌集第貳編　正成卿　辭闕之段

○新撰軍歌集第參編　正成卿　櫻井之段

○新撰軍歌集第四編　正成卿　湊川之段

○東京朝日新聞評　花廼舍主人菟道春千代氏の作に成れる新撰軍歌集第一編正行卿は今度本町三丁目の金港堂より四條畷の段を出版せり文章流麗にして筆力太だ優美、讀去て案を拍つの妙あり之を近代流行の新体詩とやらいへるものにくらぶれば彼は「あおざさいの花」色香移り易く調整はず是は「よし野の櫻」只なんとなく奥ゆかしき思ひはあるなり云々

○大坂毎日新聞評　右は花廼舍主人菟道春千代氏の作に係れり然して本歌は彼の外山文學博士等の首唱せる新体詩の如く阿房陀羅經然たるものにあらずして近頃一新機軸を出せるの長歌なり故に其文頗る艶麗優美大に誦するに足るものとす附錄として吉野靜と題する唱歌をも添へたり是もまた面白くものされぬ云々

○神戸又新日報評　菟道春千代氏の作なる新撰軍歌集第一編に正行卿（四條畷之段）と題する小冊子は小楠公が殉難の事實を正史に依りて七五の調に作りたる軍歌三曲と別に附錄として吉野靜と題する唱歌をも編入せりいづれも其詞優美にして古澁ならず語格も能く注意して正しれば目下世間に行はるゝ亂調の者とは大に異なるを見る卷首には學海居士依田百川及本莊子の題字あり社員菟道春千代君の著作に係る新撰軍歌集第一編四條畷の段は正行卿が亡父の遺志を繼ぎ吉野山の行在所を辭し先帝の御陵を拜し決死の義士百餘名を如意輪堂の姓名を自殺するに至り軍利あらずして屠に題し四條畷に於て八万餘騎の賊軍と戰ひ軍利あらずして自殺するに至り行し迄の悲壯慷慨なる事實を三節に分つて詠し且附錄として靜が吉野山落行の時路を迷ふて敵のために捕はれ苦辛せし一條幷に明治十年二月十七日正行卿へ贈位の節賜りたる勅語抔纂錄したる僅に數葉の一小冊子なりといへども軍人は勿論小學兒童の如き常に此書を携へ暗誦せばその心を感化し爲に得る所蓋し少小ならざるべし

故三條公爵詠

古城共うて
古城山色遠
櫻井の
老木の花
可見人去れ
うら形

子爵宗武

新撰軍歌集第三編

東京　菟道春千代作

正成卿（櫻井之段）

第壹節

正成朝臣は此たびも
おもひ設けぬ事ながら
かれて無身と知からに
いそぎ故郷に告やりて
宿にのこしゝ正行を
遙々此處にめしぬれば
逢ふ嬉しさに引かへて
別れの憂さの有ぞとも
知らでよろゝぶ正行は
馴ぬ旅路をたどりつゝ
あゆめばやがて櫻井の
名に厭はるゝ山かぜも
吹けば雲井に打なびく
軍旗のゝ忘しの菊水ハ
清き名ながす始めにて
いなゝく駒の聲さへも
物哀れにやきこゆらん
やがて朝臣は正行を
膝元ちかくめしよせて
容貌をたゞし徐に

やよ正行よ聞きれかし
かりそめ事に非ずして
君の勅命をかうむりて
ちからをあはせ賊兵を
我はおもむく身なる故
生てふたゝび逢ふ事も
今云のこす言の葉を
彼の唐國のやまに住む
日たゝぬ内に己が子の
山のうへより谷そこへ
汝もいまは十歳を
辨へつらん然るからに
そも此度のたゝこのひは
御上にかゝる大事ゆゑ

父が汝をよびたるは
家にも身にもかへ難き
兵庫にいたり義貞に
拒ぎたゝかふ其ために
今日別れては此世にて
頼み難しと知りつれば
肝に銘つけわするなよ
獅子てふ物は子を生て
猛き力をためさんと
蹴落す由に聞きつゝぞ
はや越つれば物の理も
よく聞別てあやまつな
天下の安危大君の
我もちからの有る限り

ふせぎ戦ふべけれども
鬼でも勝べく覺えねば
限りと知れよ此世にて
みだれし世にて武士の
死する臨終の際までも
わゞの大君のうへぞかし
再度逆臣をびこりて
されば汝は身をまもり
父にのはりて大君を
賊に心をかよはせて
父のこれまで大君に
沫と消なん露ほども
これを汝が第一の
生のこりたる郎黨を

思ふに明日の戰ひは
父の生命も今日明日を
亦逢ふことはかた糸の
すつる生命は惜まねど
心にかけてわすれぬは
我はかなくも成ならば
亦も天下はみだれなん
人となりたるその時は
扶けまつれよ露ほども
君にそむける事あらば
盡しゝ忠もうたかたの
思ひあやまつ事なかれ
孝行なりとこゝろにて
常に扶持して愛くしめ

國に事あるそのときよ
一族郎黨たるものぞ
罪し捨つるも名將の
常に怒りをつゝしみて
これ武士のつねぐ〳〵に
よくも心にとめおけよ
父はこれよりたつか弓
敵よ向ひてたゝかはん
母にも今日の有さまを
諭す言葉に折そへて
東籬の花のそれならで
君よりかねて正成よ
あだになせそと戒めつ
貌うちまもり目に浮ぶ

股肱となりて働くは
よしなきことに家臣を
爲すべき業に非ざれば
惠みを先にほどこせよ
心がくべきことなれば
いふべき事はこれ限り
やたけごゝろの一筋よ
汝は家にひきかへし
審よ告よこれんごろよ
のこすかたみの一本は
菊のつくりの紐がたな
下し賜ひしものなれば
授け乍らもいとし子の
涙をそでよはらひつゝ
こく〳〵立てと勵する

第二節

正行いとゞかなしさよ
地に兩手をつきながら
父の命令よそむきなば
いま父上よわかれては
生て甲斐なき玉の緒の
今日の御供つかまつり
是ぞ我身のねがひなる
言葉の文もあとやさき
正成朝臣は雄々しくも
此は聞分のなき子こな
此世をさらばこの後は
忠義を盡す人あらん
心のうちや如何ならむ
おつる涙もとめあへず
言葉ぢづかに云けらく
不孝の罪はのがれねど
誰をたのみて世に立ん
生命たもたん夫よりは
父と生死をともにせん
召つれたまへ父うへと
絶入るばかり泣ふせば
假にいかりの貌をなし
今もし父子もろともに
誰が仕へてかおほ君に
さの道理をわきまへて

思ひを遂ぐるそれ迄は
吾も心のいそぐゆゑ
いざ疾々とはげませば
詮方なさにさづかりし
ちからなく〳〵立上り
ひたぬれまさる袂をば
ゑゑ〳〵返るうしろ影
あらしにむこふ櫻井よ
のゝすもあはれ武士の
今なほ臣のこゝみぞと
薫るその名は言の葉に
國のほまれと成にけり

怪しき振舞すべからず
名殘つきねど別るべし
泣ゑづみたる正行も
形身の短刀かきいだき
おつる涙のゑらつゆに
右と左よふりわけて
見向もなさで己れまづ
若木の花のつぼみをば
散れとをしへし忠心は
うつりゆく世も遠久に
永く傳へて日のもとの
國の名譽となりにけり

大日本帝國に於て信意を表す

楠正成湊川戰陣の前此塲所に於て彼子息正行に訣別せり

大日本に於て

英國公使ハルリーエスバークス

千八百七十六年十一月

櫻井驛楠公訣別之舊跡

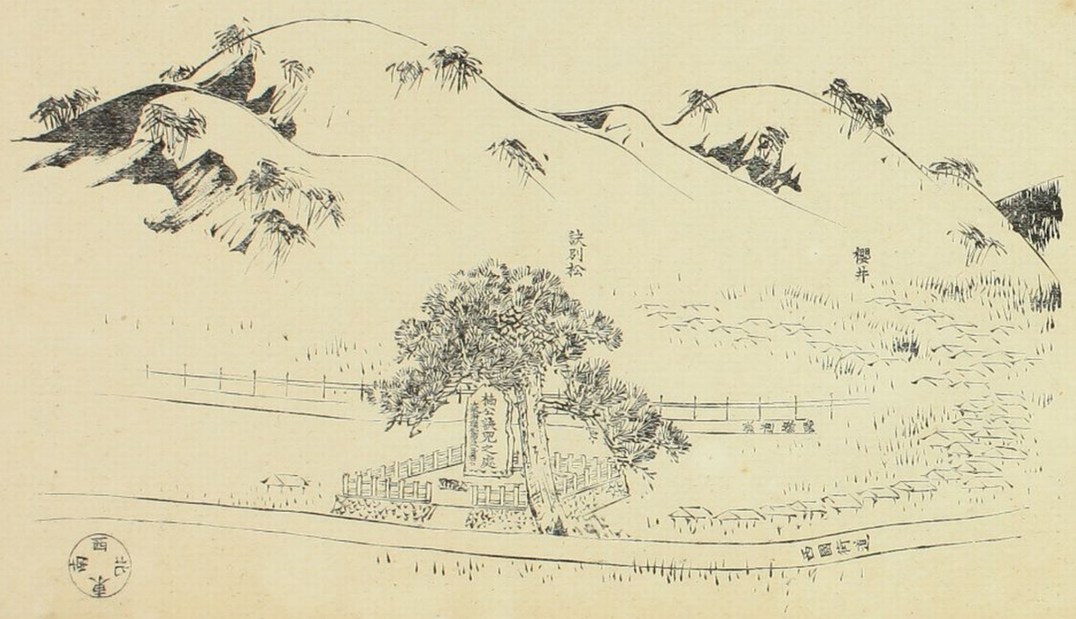

楠公訣兒松之記

菟道春千代誌

後醍醐天皇の延元々年五月二十四日、楠正成勅を奉じ新田義貞を助け賊を拒んがため攝津國兵庫に赴く途次、同國島上郡櫻井驛に馬を停め河内國より子息正行を此所に召し父に代りて王家に仕へ忠勤を致さん事を遺訓し授くるに豫て天皇より賜ふ所の菊作の短刀を以てす而て此時正行は年僅に十一歳なりき」楠公父子の芳名と共に世に著しく聞えたる櫻井驛は今大坂府の管轄に屬し大坂府下島上郡嶋本村大字櫻井と稱す」楠公訣兒松は同村内なる鹿西國街道の路傍にあり又其傍に一の紀念碑あり此は去明治九年中所轄區長澤路義方同戸長落合英三郎同清水松次郎同八木田新次郎始め同地有志者の盡力により同郡管九大區一小區々内有志者の寄附金を以て建立せしものなり」紀念碑の表面には時の大坂府權知事たりし渡邊昇君の筆にて「楠公訣兒之處」と大書し右傍に「明治九年十二月大坂府權知事從五位渡邊昇書之」とあり又裏面には時の英國公使ハルリーエス、バークス氏の筆にて「大日本帝國に於て信意を表す。楠正成湊川戰陣の前此場所に於て彼子息正行に訣別せり。大日本に於て英國公使ハルリーエス、バークス。千八百七十六年十一月」と英文を以て刻せり」古老の傳ふる所によれば此松を今は訣兒松と稱ふれど古くは楠公旗立の松と云ひしと云ふ」此遺跡は京神鐵道の線路中なる京都停車場より第三に當れる山崎停車場を距る事れ僅よそ十餘町の西にして廣瀬村に隣接せり、因に云ふ廣瀬村には官幣中社水無瀬宮あり、當社は逆臣北條義時の爲に玉體を困苦に沈め玉ひし後鳥羽院、土御門院、順德院の三帝を齋祭る所にして國民たる者の重く尊敬すべき神社なり」訣兒松の前に陶器を製して鬻ぐ家あり此陶器を名づけて楠公燒と云ふ蓋し製する所の陶器には必ず訣兒松を畫くが故なり其製粗なれども亦大に雅賞するに足る」尚訣兒松及紀念碑の實景は前圖に就て見るべし

櫻井驛にてよめる

菟道春千代

散るまてはいとひし風にまかせけん誓をのこす櫻井の里

明治二十四年十月五日印刷
明治二十四年十月七日出版

正價金貳錢五厘

著作兼發行人　菟道春千代　東京市牛込區市ヶ谷柳町二十六番地寄留

發行人　原亮三郎　東京市日本橋區本町三丁目十七番地

印刷人　日置九郎　東京市日本橋區本町三丁目十七番地

發兌　金港堂本店　大阪市東區南本町四丁目二百廿一番地

大賣捌　金港堂支店　宮城縣仙臺市國分町五丁目百卅壹番地

同　金港堂支店

版權所有

（東京新橋瀧山町瀧關社印行）